

御杖村議会議員及び御杖村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

御杖村議会議員及び御杖村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例(令和2年御杖村条例第17号)の一部を次のように改正する。

第9条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第10条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第13条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(適用区分)
- 2 この条例による改正後の御杖村議会議員及び御杖村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。